

該当基準

生計中心者の令和4年1月以降の任意の1か月分の収入×12か月 ≤ 住民税均等割非課税限度額
であれば対象。

年間収入見込額

事例

父母と子2人の世帯

父は令和4年度住民税均等割が課税されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少した。

令和4年9月分の給与収入

父 130,000円/月

母 60,000円/月

年間収入見込額

父 130,000円×12か月 = 1,560,000円

母 60,000円×12か月 = 720,000円

今回の場合、収入の多い父が生計中心者。

生計中心者の
年間収入見込額

1,560,000円

住民税均等割非課税
収入限度額

2,097,000円

<

※父は、母と子2人を扶養しているため、世帯の人数は4人

○住民税均等割非課税限度額

世帯の人数	所得額	収入額
2人	828,000円	1,378,000円
3人	1,108,000円	1,680,000円
4人	1,388,000円	2,097,000円
5人	1,668,000円	2,497,000円

生計中心者である父の収入見込み額が住民税均等割非課税限度額以下のため給付金の支給対象。